

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甘楽町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

甘楽町 町長

公表日

令和7年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	・地方税法及び国民健康保険法に基づき、国民健康保険税の賦課徴収、資格管理、資格確認書及び資格情報のお知らせ・限度額適用認定証の発行、レセプトの点検管理、療養費等の給付等に関する事務を実施する。
③システムの名称	国民健康保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合PC
2. 特定個人情報ファイル名	
個人資格ファイル、所得資産ファイル、賦課情報ファイル、レセプト情報ファイル、給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第16項及び第30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条及び第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 (情報照会の根拠): 27,42,43,44,45の項 (情報提供の根拠): 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 1,2,3,4,5,10の2,11の2,12の3,15,19,20,25,33,44の2,43,44,46,49,53,55の2 の各条 (情報照会の根拠): 第25条、第25条の2、第26条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康課 住民課
②所属長の役職名	健康課長 住民課長
6. 他の評価実施機関	
群馬県国民健康保険団体連合会	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甘楽町総務課行政係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1 0274-74-3132
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甘楽町健康課国保係 群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉1395-1 電話:0274-67-5172 甘楽町住民課住民税係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1 電話:0274-64-8312

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。また、事務取扱者を限定し、人的ミスが発生しないよう複数人での確認作業を行うこととしている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムのアクセスを静脈認証とパスワード認証によって制限する等、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月22日	Ⅳ リスク対策	旧様式	新様式	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二	番号法第19条8号 別表第二	事後	番号法の改正(令和3年法律第37号)による修正
令和3年9月1日	I－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	甘楽町総務課行政係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161－1 0274－74－3131(内線213)	甘楽町総務課行政係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161－1 0274－74－3132	事後	
令和3年9月1日	I－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	甘楽町総務課行政係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161－1 0274－74－3131(内線213)	甘楽町健康課国保係 群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉1395-1 電話:0274-67-5172 甘楽町住民課住民税係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1 電話:0274-64-8312	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ－1. 対象人数いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ－2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	公表日	平成31年1月1日	令和3年9月1日	事後	
令和7年7月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	・地方税法及び国民健康保険法に基づき、国民健康保険税の賦課徴収、資格管理、被保険者証・限度額適用認定証の発行、レセプトの点検管理、療養費等の給付等に関する事務を実施する。	・地方税法及び国民健康保険法に基づき、国民健康保険税の賦課徴収、資格管理、資格確認書及び資格情報のお知らせ・限度額適用認定証の発行、レセプトの点検管理、療養費等の給付等に関する事務を実施する。	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業		新設「Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業」の追加記載	事後	様式変更による追加
令和7年7月1日	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		新設「Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策」の追加記載	事後	様式変更による追加
令和7年7月1日	公表日	令和3年9月1日	令和7年7月1日	事後	